# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年6月15日現在

機関番号: 3 2 6 8 2 研究種目:挑戦的萌芽研究 研究期間: 2009 ~ 2011 課題番号: 2 1 6 5 2 0 2 9

研究課題名(和文) 現代英国社会における「法」と「文化表象」のナラティブの反射関係

研究課題名(英文) The Reflexive Relationship between the Narratives in Law and Fiction

#### 研究代表者

虎岩 直子(TORAIWA NAOKO) 明治大学・政治経済学部・教授

研究者番号:50227667

研究成果の概要(和文):本研究は、イギリスの法廷での傍聴、日本での法律相談や裁判員評議を分析し、市民の日常的想像力と法的想像力(法的論理)との反射関係の一端を検討することができた。さらに「法」行為の<ナラティブ>と<フィクション(文学・映画)のナラティブ>における「法」とを比較研究を、エスノメソドロジーという文学領域では新しい方法論を援用して、実際の法廷言説とフィクションの言説を分析比較し、法とフィクションにおける相互反映関係の検討して、多価値社会におけるあらたな法構築の可能性を展望した。

研究成果の概要(英文): This research project aimed to highlight the reflexive relationship between the narratives carried out in the actual law court and the narratives in fiction such as literature, TV dramas and films. As well as contemporary popular fiction, which can affect general attitudes towards law issues and vice-versa, several court cases in the UK, legal consultations and jury discussions in Japan were analyzed, thematically focusing on ethnic and gender issues, methodologically employing ethnomethodology. Our investigation of various narratives in society suggests possibilities of alternative order-makings in multi-ethnic, multicultural societies.

## 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	1, 000, 000	0	1, 000, 000
2010年度	900, 000	0	900, 000
2011年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
年度			
年度			
総計	2, 800, 000	270, 000	3, 070, 000

研究分野:文学

科研費の分科・細目:英米・英語圏文学

キーワード: 法のナラティブ、文学のナラティブ、エスノメソドロジー 、会話分析、想像力と 倫理、記憶、癒し、医療面接

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の実施に当たっては、法社会学分野における「法と物語」及びエスノメソドロジーの専門研究者との共同研究を行った。文学者による「文学と法」の研究も若干すでにあったし、法学上「文学と法」のテーマら存在

する。Michael Asimow & Shannon Mader, Law and Popular Culture: A Course Book (2004)は、二つの<ナラティブ>世界の諸側面についての分析を行っている。日本では中央大学教授平野晋が「法と映画」の関係を取り上げている。しかし、両分野の専門家によ

る、現代イギリス社会の「法」と「文学・フィクション」のトランスレーション過程を、両分野の方法論を利用して行われた研究はこれまで皆無である点で、斬新な原理・方法論による研究である。

本研究代表者はこれまで「トランスレーションの観念」と「記憶によるホームの創造」というテーマで萌芽研究助成を受けて、前者では詩による<私的世界>と<公的社会>の反射関係を、後者ではアイルランド現代詩を中心とした表象芸術における「ホーム」の特別とした表象芸術における「ホーム」の特別とした表象芸術における「ホーム」の特別について研究した。本研究では「法」「文学(映画・テレビドラマを中心に視覚表ョン>について研究した。本研究では「規党を含む)」と<ナラティブ>の理論に加えて、主ののナラティブ世界の交流に扱いて、二つのナラティブ世界の交流に扱いて、二つのナラティブ世界のできれまで研究して、二つのナラティブ世界のできれまで表にないて、二つのオラルの構築」につて考察する。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は「法」と「文学(映画・テレビドラマ)」との関係を<ナラティブ>による共同体の文化表象という同一性において捉え、法のナラティブ的規範性と文学の想像的ナラティブとの異種交配のトランスレーション過程から、新たな共同体の倫理を探求するということである。

近年活発な研究が進んでいる映像ドラマはアメリカを舞台にしたものが圧倒的に多い。アメリカの犯罪は銃器が関与したものが多く、建国理念を反映して強いキリスト教的道徳観が下敷きにあり、日本社会との差異は大きい。それに対して、イギリス社会は比較的世俗的であり、銃器犯罪もさほど多くはないことから、日本社会の状況と比較対対照する場合アメリカよりも適している点に着目した。

イギリスは世界でも有数の犯罪抑止を目的として世界で最も多くの監視カメラが設置されている国である。George Orwell が20世紀の半ばに未来を予想して皮肉に書いた未来小説 Nineteen Eighty-Four に描かれた社会に近い。このような社会状況に鑑みて、将来の日本の「犯罪」と「監視」の問題を考える際に、イギリス社会の「法」や「統制(監視)」を巡る言説とナラティブの研究は、両社会の文化と社会問題・社会政策をめぐる文化表象と言説の分析ともなりうる。

様々な文化圏から異民族を受け入れてきた英 国の法的世界(裁判)は、この文化感のずれから 生じる問題を学び、さらに多文化社会化が予想さ れる日本社会の将来に向けた文化意識・法意識 を考察する上で欠くことのできない重要な示唆を 提供する点で、本研究の成果は、多文化社会を 迎える日本に複眼的な「物語のモラル」の展望を 開くための卓越した示唆となりうる。

以上のように、英国と日本の間で、「法」「裁判」

の言説と物語を中心に、「現実」と「フィクション」に表象された「社会」をトランスレートしてみることによって、文学と法という異質な文化表象が異種混成的に、二つの異なる社会の現実と未来(たとえば、多文化社会・監視社会状況)を映し出すことによって、私たちが自己と社会とを「語り直す」ことを可能にする斬新な原理と方法との省察に資することを目的とした。

#### 3. 研究の方法

フィクションのテキスト(文学、テレビドラマ、映画)と実際に取材した法行為、法律相談、医療面接のナラティヴをエスノメソドロジーの観点から分析するということが主たる方法である。

研究に当たっては、過去の「裁判記録」や 文学作品・視覚表象(看板・広告を含む)の ナラティブを歴史的資料として研究分析する 一方、現代イギリス社会の様々な社会的に表 象された「ナラティブ」を「法」を中心観念 に据えて分析を試みた。現代の実際の「法」 行為のナラティブの資料取材としてはイギリ スの裁判所(Magistrates' Court と Crown Court 両方) でのフィールドワークのほか、barrister, solicitor, judge,ほか jury の経験者などに面接 調査を実施してデータとする予定であったが、 実際には jury にインタヴューすることはでき なかった。現代のフィクションは文学作品に加え て、一般市民に広く影響するテレビドラマ・映画 を分析した。主たる方法としてエスノメソドロジー の会話分析や言説分析は、裁判所での傍聴の 際に発言や沈黙、質問の仕方、それに対する態 度などを記述して分析を行った。この分析結果を、 「出来事」「事件」をひとつの論理をもった「物語」 へくトランスレート>されていく過程の考察の材 料とした。

また、研究方法論である、エスノメソドロジー・会 話分析を法制度における一つの重要な相互行 為である法律相談、医療面接(医師・患者相互 行為)にも援用して、特定の社会の「法」に代表さ れる規則を再考する方法としての有効性を確認 することにも努めた。法律相談は、依頼者が自己 のトラブルを語って、それに対して弁護士が法的 な解決方法を提供するものであるが、依頼者のト ラブルの語り(ナラティブ)には、共同体の倫理と 論理が埋め込まれており、法律家はトラブルの物 語を法的なナラティブへと変換することを通じて、 日常性と規範性とを異種交配させることによって、 あらたな解決のナラティブを社会にもたらす専門 職である。こうした観点からは、法律相談の現場 は、法・規範性・ナラティブが相互反映的に産出 される格好の研究対象といえ、こうした研究は、 本科研のテーマに方法論的にも、テーマ的にも、 直結するものであった。

## 4. 研究成果

- (1) 研究者代表は課題研究期間中の主として夏季休暇中にイギリスに滞在し、イギリスの裁判を傍聴し、実際法廷での「語り」の考察例を用意した。特にジェンダー、エスニック・マイノリティが関与する裁判を傍聴して多価値化する社会における新たな「法」の必要性を探る準備を整えた。これらは、本項目の(3)であげるフィクションの分析の比較としても重要であった。
- (2) バリスター兼ジャッジの Claire Jenkins 氏のインタヴューも行った。このインタヴューの概要は平成22年度にまとめて出版した。現実の法廷と一般市民のイメージを形成するフィクションの法廷の差異に言及しており、フィクションと現実の法行為の反射関係を考察する本研究に重要なものである。
- (3) 研究者代表は何点かのフィクション (映画を含む)を当研究課題の観点から考察し、国際学会で3度の口頭発表を行い、ふたつの論文を出版した。主要なものは、「偽証」を含む「証言」を記すという形で過去の重大事件を回想する「語り」と、その「証言」の真偽を考察する「語り」という二つの語りで構築されている現代アイルランド小説 The Secret Scripture (2008 年)である。実際の法行為の場で行われる「証言の語り」と「審議する語り」の比較例を行った。
- (4) 研究分担者は「 "生ける法 (Law in Action) エスノメソドロジーの視点から)」「 "ラディカルな" 弁護士の法律事務所という現象」「クライアントに有罪答弁をするよう説得すること」(すべてマックス・トラバース著)の翻訳を出版して実際の法行為のナラティブ分析の重要な参照項を用意した。
- (5) 研究分担者は 本研究課題に関係するも のとして論文「非西欧法の人類学へ―或る軌 跡」を出版した。 本論文は、法社会学・法人 類学の領域で、国際的に活躍し、2010年 に亡くなった、千葉正士博士の学問について、 博士の主要な法社会学・法人類学研究を概観 し、その意義を跡付けたものである。本科研 との関連としては、博士の主要な業績の一つ として、「法と象徴」及び「法の象徴的作用」 の問題についての研究がある。法は、共同体 の規範(ルール)を用いて、紛争を解決しそ れによって社会的世界に秩序を生じさせるも のであると同時に、法という表象によって、 共同体のルール・秩序を相互反映的に産出す るものと考えられる。共同体の秩序産出のた めに法が有する手段は、主として言語とそれ を媒介とした象徴(記号、表象)である。法

は、人々の諸活動に道具的な影響を与えるば かりではなく、特定の法の存在それ自体が、 人々の世界の認識方法に対するある種の意味 の枠組みを提供するという、象徴的・意味的 な作用を持っている。たとえば、著名な例と して、アメリカの禁酒法は、飲酒という人類 普遍的な慣行を制約するという効果を持った と同時に、その成立と施行それ自体が、廃れ つつあった既存のプロテスタントエスタブリ ッシュメントが、カトリック系移民に対して 優越的地位を象徴的に主張するために行った 文化的宣言であった。千葉は、こうした根源 的な問題を、世界的にもいち早く取り上げて、 理論的ばかりではなく、日本社会の日常生活 の中の具体的素材を用いて、法の象徴的機能、 ないし、記号としての法という問題を、経験 的に解明する端緒を提示した。ここには、本 科研が研究対象とする、社会的秩序・ルール と社会的・文化的表象の関係性の問題が、法 社会学・法人類学という意匠をまといつつ、 経験的に研究されていると考えられる。本論 文は、ある法社会学者の知的遍歴を追うこと によって、こうした問題を問うための観点と 方法への大きな示唆を本科研研究に対して提 供するものである。

(6)研究分担者は①から③に記す エスノグラフィー的、エスノメソドロジーによる研究分析を実際行った。これは法行為へエスノメソドロジー的アプローチに繋がっていくものである。

①制度的コンサルテーションの相互行為分析-法律相談と医療面接

本科研で一部採用した、研究方法論である、 エスノメソドロジー・会話分析の観点・方法 から、法制度における一つの重要な相互行為 である法律相談について、そのコミュニケー ション上の特徴を、医療面接(医師・患者相 互行為)との関連·比較において分析するも のである。法律相談は、依頼者が自己のトラ ブルを語って、それに対して弁護士が法的な 解決方法を提供するものであるが、依頼者の トラブルの語り(ナラティブ)には、共同体 の倫理と論理が埋め込まれており、法律家は トラブルの物語を法的なナラティブへと変換 することを通じて、日常性と規範性とを異種 交配させることによって、あらたな解決のナ ラティブを社会にもたらす専門職である。こ うした観点からは、法律相談の現場は、法・ 規範性・ナラティブが相互反映的に産出され る格好の研究対象といえ、こうした研究は、 本科研のテーマに方法論的にも、テーマ的に も、直結するものであるといえる。

②裁判、評議、紛争解決—Talk in Action エスノメソドロジー・会話分析の方法による、海外におけるこれまでの研究知見を概観 するとともに、特に裁判における反対尋問の会話のデータを使って、法的制度の制度性が、

どのようにそこにかかわる人々の相互行為に 特徴的に実現しているかを検討するものであ る。本科研との関係では、本科研の一つの観 点として採用したエスノメソドロジー・会話 分析の方法によって、反対尋問において弁護 人や検察官が行う尋問に対して、証人や被告 人が語る返答の中に、「防御」のナラティブ(つ まり、弁解、正当化、反撃、抵抗、などの言 語活動)がどのように出現し、それが相互行 為上どのような意味を持ち、最終的な評決・ 判決にたいしてどのような帰結を有するのか を検討することで、証言のナラティブの中に 埋め込まれた共同体の倫理と論理が法制度の ナラティブとの間にどのような相互作用・異 種交配を産出するかを検討するための素材を 提供する。

③模擬裁判員裁判の評議における知識系・アイデンティティ

NHK ドキュメント「あなたは死刑を宣告 できますか」での裁判員裁判の評議場面の分 析である。これは模擬評議であり、実際の評 議場面はわずかであり編集されているとはい え、真実味のある環境の中で市民の裁判員と 裁判官とが真剣に評議をおこなっている。裁 判員と裁判官とのコミュニケーションのタイ プの中には、「他者の発言への補足」がある。 陪席裁判官の一人によって何度も裁判員の発 言や実演への「補足」が行われていることが 観察できるが、実際の会話の流れを分析して みると、そこでは「補足」以上の活動(裁判 員の意見に仮託しつつ法的な視点を導入する、 裁判員たちの実演活動を定式化してその法的 意味を確定させる、など)が行われ、それが 評決に対して重要な意味をもっていることが 分かる。このように、裁判員と裁判官のナラ ティブのやり取り、つまり発話の流れを詳細 に分析していく質的なアプローチによって、 法実践についての新たな知見が得られる可能 性を示唆する。本科研との関連では、研究方 法は、本科研が採用した会話分析を用いて、 実際の模擬評議場面を分析して、どのような 語りを用いて人々が「事実」を認定するのか を検討することによって、人々の語りの中に あらわれる共同体の倫理と論理が、法制度と の間にどのような交渉・対抗の関係をもつの かを具体的に示唆する点で、重要な研究とい える。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

## 〔雑誌論文〕(計5件)

(1)(査読なし)「非西欧法の人類学へ一或る軌跡(千葉正士博士の人と業績1)」東海法学45巻1-22ページ (2011)<u>北村隆</u>憲

- (2)(査読あり) "Asymmetry Deepens Communication: Text and Reader in Medbh McGuckian's Poetry," <u>Naoko Toraiwa</u>明治大学大学院教養デザイン科研究科紀要『いずみあ』 3号, 2011 年 3月
- (3) (査読あり)「歴史と物語のあいだで」明 治大学大学院教養デザイン研究科紀要『いず みあ』 2 号, 2010 年 3 月, pp185-209. <u>虎岩直</u> 子
- (4) (解題)「法現象へのエスノメソドロジー・ 会話分析的アプローチ」(<u>北村</u>単著、『東海法 学』41号、227-223頁、2009年)
- (5) Yasuko Fukaya, Sachiyo Koyama, Yusuke Kimura & <u>Takanori</u>

<u>Kitamura</u>, "Education to promote verbal communication by caregivers in

geriatric care facilities", Japan Journal of Nursing Science, Volume 6 Issue 2, 91-103 (2009)

#### [学会発表](計 11 件)

- (1)「制度的コンサルテーションの相互行為分析-法律相談と医療面接」 <u>北村隆憲</u> 201 1年度日本法社会 2011 年5月7日 東京大学
- (2)「裁判、評議、紛争解決―Talk in Action」 北村隆憲 制度的場面におけるエスノメソドロジー・会話分析研究会(日本質的心理学会 助成)2012年3月26日 新潟青陵大学 (3)「模擬裁判員裁判の評議における知識系・アイデンティティービデオデータによる分析」 北村隆憲 日本エスノメソドロジー・会話分析研究会(法社会学会との共催)明治学院大学 2012年3月31日
- (4) "Yet something strange will stay": Si néad Morrissey's search for cures in tra nslation,'

International Association for the Studies of

Naoko Toraiwa, Irish Literatures,

Leuven University, Belgium, 21 July 2 011

- (5)「制度的コンサルテーションの相互行為分析一法律相談と医療面接」、ミニシンポジウム「法のエスノメソドロジー研究の新展開」(<u>北村隆憲</u>、コーディネータ:樫村志郎)201 1年度日本法社会学会学術大会、東京大学、2011年5月7日(土)。
- (6) "Between History and Story", <u>Naoko Toraiwa</u>, 2010 ELLAK Global Conference: Languages, Literatures, and Cultures of the World in English, 3 December 2010, Daejeon, Korea.
- (7) (学会ラウンドテーブル発表) <u>北村隆憲</u> 「介護認定調査のビデオエスノグラフィー」 (2010年度
- (8) 保健医療社会学会学術大会、ラウンドテ

ーブル「ビデオエスノグラフィーの可能性: ビデオを用いたコミュニケーション分析の可能性を探る」、企画・司会:樫田美雄・<u>北村隆</u>憲、山口県立大学、2010年5月16日)

- (9) 口頭発表(査読あり): "Asymmetry Deepens Communication: Text and Reader in Medbh McGuckian's Poetry", <u>Naoko Toraiwa</u>, IASIL 2009, Glasgow University, UK, 28 July, 2009.
- (10)「分析と実践を結ぶ質的研究に向けて―ビデオ・エスノグラフィによる介護認定過程の研究―」(第35回日本保健医療社会学会大会、熊本、2009年5月16日17日) 企画者:北村隆憲(東海大学)
- (11)「介護認定審査会における審査委員の合意形成の方法」(深谷安子、<u>北村隆憲</u>、木村勇介、江本厚子、岡田光弘、樫田美雄)(日本老年看護学会第14回学術集会、札幌コンベンションセンター、2009年9月26日)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

虎岩 直子(TORAIWA NAOKO) 明治大学・政治経済学部・教授 研究者番号:50227667 (2)研究分担者

北村 隆憲 (KITAMURA TAKANORI) 東海大学・法学部・教授

研究者番号: 00234279

(3)連携研究者

( )

研究者番号: